令和６年生駒市議会（第５回）定例会議案

（追加提案分）

令和６年１２月２０日

生　　駒　　市

令 和 6 年 生 駒 市 議 会 （ 第 5 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

（ 追 加 提 案 分 ）

議案番号	議　　案　　名	頁
議案第 95 号	令和６年度生駒市一般会計補正予算（第７回）	１～22
議案第 96 号	令和６年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第３回）	23～29
議案第 97 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	30～32
議案第 98 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33～41

議案第　95　号

令和６年度生駒市一般会計補正予算（第７回）

令和６年度生駒市の一般会計の補正予算（第７回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２６，６８１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１，１７０，５２２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月２０日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19 繰入金		2,617,235	226,681	2,843,916
	1 基金繰入金	2,617,235	226,681	2,843,916
歳　入　合　計		50,943,841	226,681	51,170,522

歳　　出　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		326,502	4,869	331,371
	1 議会費	326,502	4,869	331,371
2 総務費		5,533,785	81,829	5,615,614
	1 総務管理費	4,584,024	82,044	4,666,068
	2 徴税費	551,246	667	551,913
	3 戸籍住民基本台帳費	270,731	4,449	275,180
	4 選挙費	84,508	△6,355	78,153
	6 監査委員費	37,819	1,024	38,843
3 民生費		19,903,738	63,492	19,967,230
	1 社会福祉費	9,898,747	25,254	9,924,001

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	2 児童福祉費	7,998,640	33,279	8,031,919
	3 生活保護費	1,149,639	2,093	1,151,732
	5 国民健康保険費	856,185	2,866	859,051
4 衛生費		9,302,574	24,248	9,326,822
	1 保健衛生費	2,743,757	8,276	2,752,033
	2 清掃費	6,558,817	15,972	6,574,789
5 産業経済費		628,013	12,811	640,824
	1 農業費	203,591	△268	203,323
	2 商工費	424,422	13,079	437,501
6 土木費		4,220,912	△12,321	4,208,591
	1 土木管理費	282,158	2,082	284,240
	2 道路橋梁及び河川費	1,402,345	3,709	1,406,054
	3 都市計画費	1,301,486	6,573	1,308,059
	4 住宅費	127,709	△24,685	103,024
7 消防費		1,694,666	45,030	1,739,696
	1 消防費	1,694,666	45,030	1,739,696
8 教育費		6,543,102	6,723	6,549,825
	1 教育総務費	723,784	△5,827	717,957

［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	4 幼稚園費	963,268	△719	962,549
	5 社会教育費	1,518,931	8,425	1,527,356
	6 保健体育費	1,372,437	4,844	1,377,281
歳　　出　　合　　計		50,943,841	226,681	51,170,522

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）　19 繰入金

（項）　　1 基金繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
16 財政調整基金繰入金	85,978	226,681	312,659	1 財政調整基金繰入金	226,681	
計	2,617,235	226,681	2,843,916			

歳　　出

（款）　1 議会費

（項）　1 議会費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 議会費	326,502	4,869	331,371				4,869	2 給料	1,310	人事異動等による
								3 職員手当等	3,279	人事異動等による
								4 共済費	280	人事異動等による
計	326,502	4,869	331,371				4,869			

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 一般管理費	2,728,775	79,195	2,807,970				79,195	2 給料	37,000	人事異動等による
								3 職員手当等	23,420	人事異動等による
								4 共済費	18,775	人事異動等による
5 財産管理費	1,142,852	3,673	1,146,525				3,673	24 積立金	3,673	職員退職給与基金
9 人権施策費	86,055	△ 824	85,231				△824	2 給料	△ 400	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 424	人事異動等による
計	4,584,024	82,044	4,666,068				82,044			

（款）　2 総務費

（項）　2 徴税費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 税務総務費	273,845	667	274,512				667	2 給料	△ 4,100	人事異動等による
								3 職員手当等	4,004	人事異動等による
								4 共済費	763	人事異動等による
計	551,246	667	551,913				667			

（款）　2 総務費

（項）　3 戸籍住民基本台帳費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 戸籍住民基本台帳費	270,664	4,449	275,113				4,449	2 給料	2,900	人事異動等による
								3 職員手当等	374	人事異動等による
								4 共済費	1,175	人事異動等による
計	270,731	4,449	275,180				4,449			

（款）　2 総務費

（項）　4 選挙費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 選挙管理委員会費	31,610	△ 6,355	25,255				△6,355	2 給料	△ 3,000	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,180	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								4 共済費	△ 2,175	人事異動等による
計	84,508	△ 6,355	78,153				△6,355			

（款）　2 総務費

（項）　6 監査委員費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 監査委員費	37,819	1,024	38,843				1,024	2 給料	400	人事異動等による
								3 職員手当等	424	人事異動等による
								4 共済費	200	人事異動等による
計	37,819	1,024	38,843				1,024			

（款）　3 民生費

（項）　1 社会福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 社会福祉総務費	1,644,538	25,423	1,669,961				25,423	2 給料	10,800	人事異動等による
								3 職員手当等	9,748	人事異動等による
								4 共済費	4,875	人事異動等による
2 国民年金費	35,858	1,474	37,332				1,474	2 給料	400	人事異動等による
								3 職員手当等	724	人事異動等による
								4 共済費	350	人事異動等による

7 人権文化センター運営費	33,284	△ 1,643	31,641				△1,643	2 給料	△ 1,550	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 93	人事異動等による
計	9,898,747	25,254	9,924,001				25,254			

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	3,540,982	15,270	3,556,252				15,270	2 給料	4,500	人事異動等による
								3 職員手当等	7,270	人事異動等による
								4 共済費	3,500	人事異動等による
3 保育所費	1,133,230	18,009	1,151,239				18,009	2 給料	6,400	人事異動等による
								3 職員手当等	6,684	人事異動等による
								4 共済費	4,925	人事異動等による
計	7,998,640	33,279	8,031,919				33,279			

（款）　3 民生費

（項）　3 生活保護費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 生活保護総務費	128,351	2,093	130,444				2,093	2 給料	2,800	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 532	人事異動等による
								4 共済費	△ 175	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
計	1,149,639	2,093	1,151,732				2,093			

（款）　3 民生費

（項）　5 国民健康保険費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 国民健康保険費	856,185	2,866	859,051				2,866	27 繰出金	2,866	国民健康保険特別会計繰出金
計	856,185	2,866	859,051				2,866			

（款）　4 衛生費

（項）　1 保健衛生費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 保健衛生総務費	1,113,549	8,276	1,121,825				8,276	2 給料	2,100	人事異動等による
								3 職員手当等	3,926	人事異動等による
								4 共済費	2,250	人事異動等による
計	2,743,757	8,276	2,752,033				8,276			

（款）　4 衛生費

（項）　2 清掃費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 清掃総務費	115,774	12,313	128,087				12,313	2 給料	4,800	人事異動等による
								3 職員手当等	4,788	人事異動等による

								4 共済費	2,725	人事異動等による
3 ごみ処理施設費	4,975,074	3,659	4,978,733				3,659	2 給料	1,400	人事異動等による
								3 職員手当等	1,384	人事異動等による
								4 共済費	875	人事異動等による
計	6,558,817	15,972	6,574,789				15,972			

(款)　5 産業経済費

(項)　1 農業費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	37,248	275	37,523				275	2 給料	200	人事異動等による
								3 職員手当等	12	人事異動等による
								4 共済費	63	人事異動等による
2 農業総務費	54,246	△ 543	53,703				△543	2 給料	△ 300	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 18	人事異動等による
								4 共済費	△ 225	人事異動等による
計	203,591	△ 268	203,323				△268			

(款)　5 産業経済費

(項)　2 商工費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	68,361	13,079	81,440				13,079	2 給料	6,100	人事異動等による

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								3 職員手当等	4,616	人事異動等による
								4 共済費	2,363	人事異動等による
計	424,422	13,079	437,501				13,079			

（款）　6 土木費

（項）　1 土木管理費

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 土木総務費	173,995	7,717	181,712				7,717	2 給料	3,200	人事異動等による
								3 職員手当等	3,092	人事異動等による
								4 共済費	1,425	人事異動等による
2 建築指導費	108,163	△ 5,635	102,528				△5,635	2 給料	△ 3,500	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 1,310	人事異動等による
								4 共済費	△ 825	人事異動等による
計	282,158	2,082	284,240				2,082			

（款）　6 土木費

（項）　2 道路橋梁及び河川費

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 道路橋梁総務費	181,868	13,671	195,539				13,671	2 給料	6,600	人事異動等による
								3 職員手当等	4,696	人事異動等による

								4 共済費	2,375	人事異動等による
3 道路橋梁新設改良費	387,868	△ 9,962	377,906				△9,962	2 給料	△ 5,200	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 3,212	人事異動等による
								4 共済費	△ 1,550	人事異動等による
計	1,402,345	3,709	1,406,054				3,709			

（款）　6 土木費

（項）　3 都市計画費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	262,140	12,362	274,502				12,362	2 給料	5,400	人事異動等による
								3 職員手当等	5,474	人事異動等による
								4 共済費	1,488	人事異動等による
2 公園整備費	880,364	△ 5,789	874,575				△5,789	2 給料	△ 4,400	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 764	人事異動等による
								4 共済費	△ 625	人事異動等による
計	1,301,486	6,573	1,308,059				6,573			

（款）　6 土木費

（項）　4 住宅費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 住宅事業費	127,709	△ 24,685	103,024				△24,685	2 給料	△ 13,500	人事異動等による

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								3 職員手当等	△ 7,610	人事異動等による
								4 共済費	△ 3,575	人事異動等による
計	127,709	△ 24,685	103,024				△24,685			

（款）　7 消防費

（項）　1 消防費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 常備消防費	1,273,408	45,030	1,318,438				45,030	2 給料	13,000	人事異動等による
								3 職員手当等	19,780	人事異動等による
								4 共済費	12,250	人事異動等による
計	1,694,666	45,030	1,739,696				45,030			

（款）　8 教育費

（項）　1 教育総務費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 教育委員会費	639,397	△ 5,827	633,570				△5,827	2 給料	△ 5,200	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 212	人事異動等による
								4 共済費	△ 415	人事異動等による
計	723,784	△ 5,827	717,957				△5,827			

（款）　8 教育費

（項）　4 幼稚園費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 幼稚園費	947,982	△ 719	947,263				△719	2 給料	△ 2,400	人事異動等による
								3 職員手当等	156	人事異動等による
								4 共済費	1,525	人事異動等による
計	963,268	△ 719	962,549				△719			

（款）　8 教育費

（項）　5 社会教育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 社会教育総務費	134,086	3,105	137,191				3,105	2 給料	3,200	人事異動等による
								3 職員手当等	△ 958	人事異動等による
								4 共済費	863	人事異動等による
3 図書館費	374,658	5,320	379,978				5,320	2 給料	2,000	人事異動等による
								3 職員手当等	2,520	人事異動等による
								4 共済費	800	人事異動等による
計	1,518,931	8,425	1,527,356				8,425			

（款）　8 教育費

（項）　6 保健体育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育総務費	121,433	3,395	124,828				3,395	2 給料	1,000	人事異動等による
								3 職員手当等	1,860	人事異動等による
								4 共済費	535	人事異動等による
2 学校給食センター運営費	703,429	1,449	704,878				1,449	2 給料	400	人事異動等による
								3 職員手当等	324	人事異動等による
								4 共済費	725	人事異動等による
計	1,372,437	4,844	1,377,281				4,844			

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　一般職

(1)　総括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(774) 825	923,315	3,329,647	3,004,314	7,257,276	1,322,579	8,579,855	
補正前	(781) 830	923,315	3,257,287	2,912,072	7,092,674	1,267,039	8,359,713	
比較	(△7) △5	0	72,360	92,242	164,602	55,540	220,142	

※（　）内は、短時間勤務の再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの。

	区　分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	71,982	125,748	1,185	211,612	1,326	199,986	31,288
	補正前	71,982	125,748	1,185	207,270	1,326	199,986	31,288
	比較	0	0	0	4,342	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,184		93,736	54,987	469,500	956,410	779,370
7,184		93,736	54,987	469,500	907,760	740,120
0		0	0	0	48,650	39,250

(2)　給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳　(千円)		説　明	備　考
報　酬	会計年度任用職員				
		その他の増減分			
給　料	会計年度任用職員以外の職員				
	72,360	給与改定に伴う増減分	108,150	給与改定に伴う増加分	給与の改定率　3.16%
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 35,790	退職・人事異動等に伴う減少分	職員数の異動状況 補正後　759人 補正前　764人 比　較　△ 5人
	会計年度任用職員				
		その他の増減分			
職員手当	会計年度任用職員以外の職員				
	92,242	制度改正に伴う増減分	81,350	支給基準変更に伴う増加分	期末手当　44,400 千円 勤勉手当　36,950 千円
		その他の増減分	10,892	退職・人事異動等に伴う増加分	扶養手当　千円　夜間勤務手当　千円 管理職手当　千円　単身赴任手当　千円 管理職員特別勤務手当　千円　通勤手当　千円 地域手当　4,342 千円　住居手当　千円 特殊勤務手当　千円　退職手当　千円 時間外勤務手当　千円　期末手当　4,250 千円 休日勤務手当　千円　勤勉手当　2,300 千円
	会計年度任用職員				
		その他の増減分			

(3)　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		一般職	消防職	教育職	技能職
補正後	平均給料月額　（円）	331,587	333,315	338,970	326,672
	平均給与月額　（円）	410,193	431,802	396,303	363,197
	平均年齢　（歳）	42.3	41.9	42.0	51.8
補正前	平均給料月額　（円）	323,345	324,608	331,142	315,008
	平均給与月額　（円）	406,011	417,781	383,847	355,280
	平均年齢　（歳）	42.0	41.7	42.1	50.8

イ　初任給

区分	一般職（円）	消防職（円）	教育職（円）	技能職（円）	国の制度	
					一般行政職（円）	技能職（円）
高校卒	188,000	201,000	194,500	205,700	188,000	185,700
大学卒	220,000	230,000	225,600		220,000	

ウ　級別職員数

区分	一般職			消防職			教育職			特定任期付職員		技能職	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)		職員数(人)
補正後	1　級	( ) 54	( ) 9.8	1　級	( ) 18	( ) 13.1	1　級	( ) 4	( ) 9.1	特定任期付職員給料表	2	技能職給料表	25
	2　級	( ) 68	( ) 12.3	2　級	( ) 13	( ) 9.5	2　級	( ) 2	( ) 4.5				
	3　級	(45) 139	(100.0) 25.3	3　級	( ) 28	( ) 20.4	3　級	( ) 10	( ) 22.7				
	4　級	( ) 112	( ) 20.3	4　級	( ) 44	( ) 32.2	4　級	( ) 12	( ) 27.3				
	5　級	( ) 61	( ) 11.1	5　級	( ) 11	( ) 8.0	5　級	( ) 4	( ) 9.1				
	6　級	( ) 47	( ) 8.5	6　級	( ) 13	( ) 9.5	6　級	( ) 4	( ) 9.1				
	7　級	( ) 52	( ) 9.4	7　級	( ) 8	( ) 5.8	7　級	( ) 8	( ) 18.2				
	8　級	( ) 18	( ) 3.3	8　級	( ) 2	( ) 1.5	8　級	( )	( )				
	計	(45) 551	(100.0) 100.0	計	( ) 137	( ) 100.0	計	( ) 44	( ) 100.0				
補正前	1　級	( ) 56	( ) 10.3	1　級	( ) 17	( ) 12.9	1　級	( ) 4	( ) 8.9	特定任期付職員給料表	2	技能職給料表	25
	2　級	( ) 68	( ) 12.5	2　級	( ) 12	( ) 9.1	2　級	( ) 4	( ) 8.9				
	3　級	(53) 133	(100.0) 24.4	3　級	( ) 29	( ) 22.0	3　級	( ) 11	( ) 24.4				
	4　級	( ) 108	( ) 19.9	4　級	( ) 42	( ) 31.8	4　級	( ) 8	( ) 17.8				
	5　級	( ) 52	( ) 9.6	5　級	( ) 10	( ) 7.6	5　級	( ) 6	( ) 13.3				
	6　級	( ) 56	( ) 10.3	6　級	( ) 14	( ) 10.6	6　級	( ) 4	( ) 8.9				
	7　級	( ) 54	( ) 9.9	7　級	( ) 6	( ) 4.5	7　級	( ) 8	( ) 17.8				
	8　級	( ) 17	( ) 3.1	8　級	( ) 2	( ) 1.5	8　級	( )	( )				
	計	(53) 544	(100.0) 100.0	計	( ) 132	( ) 100.0	計	( ) 45	( ) 100.0				

※（　）内は、短時間勤務の再任用職員について外書きしたもの。

（級別の基準となる職務）

区分	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級
一般職	事務員 技術員	主事 技師	主任	係長級	主幹	課長補佐級	課長級	部長級

エ　昇　　給

区分			合計	代表的な職種			
				一般職	消防職	教育職	技能職
補正後	職員数　(A)　(人)		757	551	137	44	25
	昇給に係る職員数(B)　(人)		562	407	99	37	19
	号給数別内訳	2号給　(人)					
		4号給　(人)	562	407	99	37	19
		6号給　(人)					
		8号給　(人)					
	比率　(B)／(A)　(%)		74.2	73.9	72.3	84.1	76.0
補正前	職員数　(A)　(人)		762	555	137	45	25
	昇給に係る職員数(B)　(人)		581	423	100	38	20
	号給数別内訳	2号給　(人)					
		4号給　(人)	581	423	100	38	20
		6号給　(人)					
		8号給　(人)					
	比率　(B)／(A)　(%)		76.2	76.2	73.0	84.4	80.0

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
補正後	(1.175) [1.700] 2.250	(1.225) [1.750] 2.350	(2.40) [3.45] 4.60	有	
補正前	(1.150) [1.700] 2.200	(1.150) [1.650] 2.200	(2.30) [3.35] 4.40	有	
国の制度	(1.175) [1.700] 2.250	(1.225) [1.750] 2.350	(2.40) [3.45] 4.60	有	

※（　）内は再任用職員、[　]内は特定任期付職員に係る支給率である。

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備　　考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	

キ　地域手当

支 給 対 象 地 域	市全域
支　給　率　(%)	6.0
支給対象職員数　(人)	759
国の指定基準に基づく 支　給　率　(%)	6.0

ク　特殊勤務手当

区　　分	全 職 種	代 表 的 な 職 種			
		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
給料総額に対する比率　(%)	0.2	0.0	0.1	2.6	0.0
支給対象職員の比率　(%) (令和6年11月1日現在)	11.2	2.0	29.2	72.7	8.0
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ　その他の手当

区　　分	国の制度との異同	差　異　の　内　容
扶　養　手　当	同　　じ	
住　居　手　当	同　　じ	
通　勤　手　当	一部異なる	自転車通勤の者は１，５００円加算 １０ｋｍ未満の自転車以外の交通用具使用者は３００円減額

議案第　96　号

令和６年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第３回）

令和６年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第３回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，８６６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，５３０，８４７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月２０日提出

生駒市長　小　紫　雅　史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳　　入　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 繰入金		891,568	2,866	894,434
	1 一般会計繰入金	856,185	2,866	859,051
歳　入　合　計		10,527,981	2,866	10,530,847

歳　　出　　［単位　千円］

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		185,479	2,866	188,345
	1 総務管理費	168,507	2,866	171,373
歳　出　合　計		10,527,981	2,866	10,530,847

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

歳　　入

（款）　7 繰入金

（項）　1 一般会計繰入金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	856,185	2,866	859,051	4 その他一般会計繰入金	2,866	
計	856,185	2,866	859,051			

歳　　出

（款）　1 総務費

（項）　1 総務管理費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	151,303	2,866	154,169			2,866 (繰入) 2,866		2 給料	1,100	人事異動等による
								3 職員手当等	1,466	人事異動等による
								4 共済費	300	人事異動等による
計	168,507	2,866	171,373			2,866				

補　正　予　算　給　与　費　明　細　書

1　一般職

(1)　総括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(7) 14	11,827	46,447	31,775	90,049	15,360	105,409	
補正前	(7) 14	11,827	45,347	30,309	87,483	15,060	102,543	
比　較	(0) 0	0	1,100	1,466	2,566	300	2,866	

※（　）内は、短時間勤務の再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの。

	区　分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	696			2,829		2,480	
	補正前	696			2,763		2,480	
	比　較	0			66		0	

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
		899	680		13,325	10,866
		899	680		12,575	10,216
		0	0		750	650

(2)　給料及び職員手当等の増減額の明細

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳　(千円)		説　明	備　考
報　酬	会計年度任用職員				
	0	その他の増減分			
給　料	会計年度任用職員以外の職員				
	1,100	給与改定に伴う増減分	1,100	給与改定に伴う増加分	給料の改定率　4.0%
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	0	人事異動等に伴う減少分	職員数の異動状況 補正後　14人 補正前　14人 比　較　0人
職員手当	会計年度任用職員以外の職員				
	1,466	制度改正に伴う増減分	1,400	支給基準変更に伴う増加分	期末手当　750 千円 勤勉手当　650 千円
		その他の増減分	66	給与改定に伴う増加分	扶養手当　千円　夜間勤務手当　千円 管理職手当　千円　単身赴任手当　千円 管理職員特別勤務手当　千円　通勤手当　千円 地域手当　66 千円　住居手当　千円 特殊勤務手当　千円　退職手当　千円 時間外勤務手当　千円　期末手当　千円 休日勤務手当　千円　勤勉手当　千円
	会計年度任用職員				
	0	その他の増減分			

(3)　給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たりの給与

区　　分		一 般 職
補正後	平均給料月額　（円）	299,492
	平均給与月額　（円）	347,505
	平均年齢　（歳）	38.3
補正前	平均給料月額　（円）	284,677
	平均給与月額　（円）	340,566
	平均年齢　（歳）	38.3

イ　初任給

区　分	一 般 職（円）	国の制度 一般行政職（円）
高 校 卒	188,000	188,000
大 学 卒	220,000	220,000

ウ　級別職員数

区　　分	一　般　職			区　　分	一　般　職		
	級	職員数（人）	構成比（%）		級	職員数（人）	構成比（%）
補正後	１級	（　）1	（　）7.7	補正前	１級	（　）2	（　）15.4
	２級	（　）3	（　）23.1		２級	（　）3	（　）23.1
	３級	（　）7	（　）53.8		３級	（　）5	（　）38.4
	４級	（　）2	（　）15.4		４級	（　）3	（　）23.1
	５級	（　）	（　）		５級	（　）	（　）
	６級	（　）	（　）		６級	（　）	（　）
	７級	（　）	（　）		７級	（　）	（　）
	８級	（　）	（　）		８級	（　）	（　）
	計	（　）13	（　）100.0		計	（　）13	（　）100.0

※（　）内は、短時間勤務の再任用職員について外書きしたもの。

（級別の基準となる職務）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
一般職	事務員	主事	主任	係長級				

エ　昇給

区分			一般職
補正後	職員数（A）（人）		14
	昇給に係る職員数（B）（人）		11
	号給数別内訳	２号給（人）	
		４号給（人）	11
		６号給（人）	
		８号給（人）	
	比率（B）／（A）（%）		78.6
補正前	職員数（A）（人）		14
	昇給に係る職員数（B）（人）		11
	号給数別内訳	２号給（人）	
		４号給（人）	11
		６号給（人）	
		８号給（人）	
	比率（B）／（A）（%）		78.6

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	６月（月分）	１２月（月分）			
補正後	(1.175) 2.250	(1.225) 2.350	(2.40) 4.60	有	
補正前	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.35) 4.50	有	
国の制度	(1.175) 2.250	(1.225) 2.350	(2.40) 4.60	有	

※（　）内は、再任用職員に係る支給率である。

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)	
国の制度(支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)	

キ　地域手当

支給対象地域	市全域
支給率（%）	6.0
支給対象職員数（人）	14
国の指定基準に基づく支給率（%）	6.0

ク　特殊勤務手当

区分	一般職
給料総額に対する比率（%）	
支給対象職員の比率（%）（令和6年11月1日現在）	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ケ　その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	一部異なる	自転車通勤の者は１，５００円加算 １０ｋｍ未満の自転車以外の交通用具使用者は３００円減額

議案第　97　号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和６年１２月２０日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

第１条　次に掲げる条例の規定中「１００分の１２２．５」を「６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に、「１００分の１７０」を「１００分の１７５」に改める。

(1)　生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成２０年９月生駒市条例第２８号）第５条第２項ただし書

(2)　生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和３１年１１月生駒市条例第１１号）第５条ただし書

(3)　生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和３５年９月生駒市条例第１７号）第２条第５項ただし書

第２条　次に掲げる条例の規定中「６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に改める。

(1)　生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第５条第２項ただし書

(2)　生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第５条ただし書

(3)　生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例第２条第５項ただし書

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、同条の規定による改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定及び同条の規定による改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和６年１２月１日から適用する。

（期末手当又は給与の内払）

３　改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例又は改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、同条の規定による改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は同条の規定による改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与

条例の規定による給与又は改正後の教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第　98　号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和６年１２月２０日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年７月生駒市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１００分の１２２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「、「１００分の６８．７５」を「「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」に改める。

第１６条第２項第１号中「１００分の１０２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２

５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
		給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300

24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	

51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		

78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	351, 000					

	105		302,700	351,500					
	106		303,000	351,900					
	107		303,300	352,300					
	108		303,600	352,700					
	109		303,800	353,200					
	110		304,200	353,600					
	111		304,600	353,900					
	112		304,900	354,200					
	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額(円)	基準給料月額(円)	基準給料月額(円)	基準給料月額(円)	基準給料月額(円)	基準給料月額(円)	基準給料月額(円)	基準給料月額(円)
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第２条　生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」を「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の７０」に改める。

第１６条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４８．７５、１２月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改める。

（生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成１９年１２月生駒市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	３９２，０００円
2	４４０，０００円
3	４９２，０００円
4	５５５，０００円
5	６３４，０００円
6	７４０，０００円
7	８６４，０００円

第８条第２項中「１００分の１７０」と」の次に「、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７５」と」を加える。

第４条　生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７５」を「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。